

半 期 報 告 書

(第7期中) 自 平成 20 年 4 月 1 日
至 平成 20 年 9 月 30 日



株式
会社

埼玉りそな銀行

(E03625)

第7期中（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **埼玉りそな銀行**

目 次

頁

第7期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	20
3 【対処すべき課題】	20
4 【経営上の重要な契約等】	21
5 【研究開発活動】	21
第3 【設備の状況】	22
1 【主要な設備の状況】	22
2 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
2 【株価の推移】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【中間財務諸表等】	26
第6 【提出会社の参考情報】	59
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	60

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月27日
【中間会計期間】	第7期中(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
【会社名】	株式会社埼玉りそな銀行
【英訳名】	Saitama Resona Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川 田 憲 治
【本店の所在の場所】	さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号
【電話番号】	(048)824-2411(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 増 田 賢 一 朗
【最寄りの連絡場所】	さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号
【電話番号】	(048)824-2411(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 増 田 賢 一 朗
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	百万円	94,144	108,953	109,936	195,684	218,713
経常利益	百万円	32,198	39,098	23,836	64,848	66,864
中間純利益	百万円	18,970	22,952	14,447	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	35,653	40,513
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
発行済株式総数	千株	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800
純資産額	百万円	271,204	300,678	261,502	297,774	270,005
総資産額	百万円	9,502,899	9,520,232	9,772,282	9,712,746	9,791,320
預金残高	百万円	8,629,009	8,709,209	9,015,091	8,941,264	9,071,612
貸出金残高	百万円	5,793,805	5,984,500	6,180,473	5,921,348	6,181,769
有価証券残高	百万円	1,308,975	1,759,827	2,768,530	1,642,822	2,102,859
1株当たり純資産額	円	71,369.59	79,125.92	68,816.33	78,361.67	71,054.10
1株当たり中間純利益	円	4,992.17	6,040.04	3,801.87	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	9,382.41	10,661.41
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2,800.00	3,100.00	未定	3,800.00	8,400.00
自己資本比率	%	2.85	3.15	2.67	3.06	2.75
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△5,101	△102,665	681,610	300,676	313,286
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	86,399	△144,010	△671,465	△227,131	△542,313
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△11,660	15,925	△20,140	△22,300	4,142
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	440,536	191,398	187,276	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	422,142	197,266
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,854 [3,666]	2,854 [3,697]	2,908 [3,747]	2,769 [3,668]	2,784 [3,702]

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、「最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。
- 2 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がありませんので記載しておりません。
- 4 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 5 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がありませんので記載しておりません。
- 6 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 7 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 8 当社は、第5期の財務諸表については証券取引法第193条の2の規定に基づき、第6期中以降の中間財務諸表及び第6期の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受けております。
- なお、第5期中の中間財務諸表につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 当社の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	2,908 [3,747]
---------	------------------

- (注) 1 従業員数は、受入出向者を含み、出向者、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。なお、嘱託及び臨時従業員は3,877人であります。また、取締役を兼務しない執行役員7名も含んでおりません。
- 2 臨時従業員数は、[]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- 3 当社の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数は2,478人(出向者を含む)であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

（金融経済環境）

当中間会計期間の世界経済は先進国を中心に減速の動きが広がりました。米国経済は減税による消費下支えはあったものの、雇用環境が悪化するなかで住宅投資の減少が続き、停滞しました。欧州経済はインフレ率の上昇から消費が弱めの動きとなり、輸出もユーロ高と海外景気の減速を受け低調に推移しました。また一部地域には住宅市場の深い調整が見られました。一方、新興国や資源国はインフレ率の上昇が重しとなりましたが、総じて景気拡大基調を維持しました。

わが国経済は減速基調となりました。輸出は新興国向けが底堅かったものの、最大の黒字相手国である米国向けが落ち込みました。設備投資は企業の景況感悪化を背景に増勢が鈍化しました。また企業の人件費抑制姿勢に変化はなく賃金上昇率は軟化し、雇用情勢も悪化しました。こうした環境のもとで消費マインドは弱い状況が継続し、個人消費は減速しました。国内企業物価は国際商品価格の高騰を背景に上昇傾向を強め、消費者物価指数（全国、除く生鮮食品）も前年比のプラス幅が拡大しました。

金融資本市場は、不安定な欧米の金融市場の動きに影響を受ける展開となりました。3月の米国における金融システム対策が功を奏し、期央にかけては株高・金利上昇の動きも見られました。しかし、夏場以降は米国で金融機関の経営不安が再燃したため、株価は下落し金利も低下基調を強めました。長期金利（新発10年国債市場利回り）は一時1.9%に迫る動きから1.4%台を中心とした動きとなりました。株式市場では日経平均が1万4,500円を超える場面も見られましたが、当中間会計期間末には1万1,000円に迫りました。円の対ドルレートはドル買戻しの流れから一旦110円台まで円安が進行しましたが、当中間会計期間末にかけて米国の金融システム不安の高まりを背景に円売りの動きが一服しました。一方、短期金利は日本銀行が金融政策の運営方針を据え置きとしたことから横ばい圏での推移となりました。

このような中で埼玉県経済については、住宅建設が昨年の法改正の影響が一巡したことで持ち直しの兆しが見られますが、個人消費は弱含み、生産も減少傾向が見込まれ、景気後退が懸念されています。

一方で、埼玉県が企業立地を推進する「企業誘致大作戦」（平成17年1月～平成19年3月）や「チャンスメーカー埼玉戦略」（平成19年4月～）、平成24年に予定される圏央道の埼玉県内全線開通など利便性の向上による、今後の県経済への中長期的な経済波及効果が期待されています。

（経営方針）

当社はこれまで、平成18年11月に策定いたしました「中期経営計画」の着実な履行を通して、より一層地域に密着した営業を強化し、「更なる収益力の増強による成長」と「健全性の維持向上」に努めるとともに、平成19年12月に策定・公表しました「地域密着型金融の推進に関する方針」に従い、「ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化」、「事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底」及び「地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献」に取り組んでまいりました。

平成20年11月、りそなグループでは平成24年3月末までを新たな計画期間とする「経営の健全化のための計画」を策定・公表しました。

同計画に織り込まれた当社の新経営健全化計画に基づき、「営業基盤の拡充による成長」、「経営管理の高度化による健全性の向上」、および、「サービス改革の徹底によるお客さま満足度の向上」に重点的に取り組むとともに、平成20年11月に見直しました「地域密着型金融の推進に関する方針」に則り、引き続き地域経済社会の発展に貢献していく方針です。

開業以来、当社の目指すべき銀行像である「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」は変わることなく、従来以上に地域重視・地域密着の営業を強化し、「地域との共存共栄」を目指してまいります。

(業績)

当中間会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は9兆7,722億円と前事業年度末比190億円減少いたしました。

資産では、有価証券は前事業年度末比6,656億円増加して2兆7,685億円となりましたものの、コールローンは前事業年度末比4,815億円減少して3,060億円に、買入手形は前事業年度末比1,700億円減少して600億円となりました。また、貸出金は前事業年度末比12億円減少し、6兆1,804億円となっております。

負債につきましては、預金は前事業年度末比565億円減少して9兆150億円となりましたが、譲渡性預金は388億円増加して1,308億円となりました。なお、定期預金は前事業年度末比1,024億円増加し、3兆5,042億円となっております。

純資産につきましては、株主資本合計は、配当金支払などにより前事業年度末比56億円減少して2,482億円に、評価・換算差額等合計は、その他有価証券評価差額金の減少などにより前事業年度末比28億円減少し、132億円となっております。以上の結果、純資産の部合計は前事業年度末比85億円減少し、2,615億円となっております。なお、1株当たり純資産額は、68,816円33銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益は前中間会計期間比9億円増加し、1,099億円となりました。内訳をみますと、資金運用収益は貸出金利息や有価証券利息配当金の増加などにより前中間会計期間比50億円増加して849億円となりましたが、役務取引等収益は前中間会計期間比41億円減少して176億円となっております。

経常費用は前中間会計期間比162億円増加し、861億円となりました。内訳では、資金調達費用が預金利息の増加などにより前中間会計期間比16億円増加して141億円となったほか、その他経常費用が与信関係費用の増加などにより前中間会計期間比130億円増加して215億円となっております。なお、営業経費につきましては、前中間会計期間比6億円増加し、371億円となりました。

特別利益につきましては、償却債権取立益の減少などにより前中間会計期間比2億円減少して6億円に、特別損失は1億円となっております。

以上の結果、経常利益は前中間会計期間比152億円減少して238億円に、中間純利益は前中間会計期間比85億円減少して144億円となりました。なお、1株当たり中間純利益は3,801円87銭となっております。

(キャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンの減少などにより、前中間会計期間比7,842億円収入が増加して6,816億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出などにより、前中間会計期間比5,274億円支出が増加して6,714億円の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより、前中間会計期間比360億円支出が増加して201億円の支出となりました。これらの結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前事業年度末比99億円減少して1,872億円となりました。

(1) 国内・国際業務部門別収支

当中間会計期間の資金運用収支は、国内業務部門は709億円、国際業務部門は△1億円となり、合計では、707億円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門は84億円、国際業務部門は0億円となり、合計では、85億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門は△1億円、国際業務部門は4億円となり、合計では、3億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間会計期間	67,561	△186	67,374
	当中間会計期間	70,911	△120	70,791
うち資金運用収益	前中間会計期間	79,272	767	96 79,944
	当中間会計期間	84,349	750	127 84,972
うち資金調達費用	前中間会計期間	11,711	954	96 12,570
	当中間会計期間	13,437	870	127 14,180
役務取引等収支	前中間会計期間	12,638	103	12,742
	当中間会計期間	8,432	88	8,520
うち役務取引等収益	前中間会計期間	21,650	155	21,805
	当中間会計期間	17,495	127	17,622
うち役務取引等費用	前中間会計期間	9,011	51	9,063
	当中間会計期間	9,062	39	9,102
その他業務収支	前中間会計期間	△368	595	227
	当中間会計期間	△108	466	358
うちその他業務収益	前中間会計期間	3,149	377	3,526
	当中間会計期間	3,893	579	4,472
うちその他業務費用	前中間会計期間	3,517	△218	3,298
	当中間会計期間	4,002	112	4,114

- (注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当中間会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に 9 兆6,280億円となりました。

このうち国内業務部門は 9 兆5,809億円、国際業務部門は1,129億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に 9 兆5,116億円となりました。

このうち国内業務部門は 9 兆4,642億円、国際業務部門は1,131億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内業務部門は1.75%、国際業務部門は1.32%、合計では1.76%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内業務部門は0.28%、国際業務部門は1.53%、合計では0.29%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間会計期間	9,279,361	79,272	1.70
	当中間会計期間	9,580,912	84,349	1.75
うち貸出金	前中間会計期間	5,904,016	65,248	2.20
	当中間会計期間	6,145,241	69,991	2.27
うち商品有価証券	前中間会計期間	50,533	178	0.70
	当中間会計期間	74,361	251	0.67
うち有価証券	前中間会計期間	1,539,823	8,168	1.05
	当中間会計期間	2,432,793	10,903	0.89
うちコールローン	前中間会計期間	1,656,967	5,034	0.60
	当中間会計期間	723,450	2,328	0.64
うち債券貸借取引支払保証金	前中間会計期間	7,286	24	0.66
	当中間会計期間	110,234	312	0.56
うち買入手形	前中間会計期間	19,035	53	0.56
	当中間会計期間	12,094	34	0.56
うち預け金	前中間会計期間	1,035	0	0.01
	当中間会計期間	1,032	0	0.01
資金調達勘定	前中間会計期間	(61,726) 9,239,326	(96) 11,711	0.25
	当中間会計期間	(65,845) 9,464,250	(127) 13,437	0.28
うち預金	前中間会計期間	8,772,875	9,447	0.21
	当中間会計期間	8,980,172	11,274	0.25
うち譲渡性預金	前中間会計期間	185,350	468	0.50
	当中間会計期間	162,745	464	0.56
うちコールマネー	前中間会計期間	60,386	149	0.49
	当中間会計期間	57,972	142	0.49
うち売現先勘定	前中間会計期間	3,165	9	0.58
	当中間会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間会計期間	16,011	50	0.62
	当中間会計期間	38,764	133	0.68
うち売渡手形	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間会計期間	139,372	1,160	1.66
	当中間会計期間	138,750	978	1.40

- (注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
- 2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間会計期間84,741百万円、当中間会計期間89,656百万円)を控除しております。
- 3 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間会計期間	(61,726) 96,676	(96) 767	1.58
	当中間会計期間	(65,845) 112,972	(127) 750	1.32
うち貸出金	前中間会計期間	7,326	201	5.49
	当中間会計期間	4,631	83	3.58
うち商品有価証券	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち有価証券	前中間会計期間	4,290	64	2.97
	当中間会計期間	8,656	157	3.62
うちコールローン	前中間会計期間	12,148	316	5.19
	当中間会計期間	23,176	334	2.88
うち債券貸借取引支払保証金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち買入手形	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
資金調達勘定	前中間会計期間	96,902	954	1.96
	当中間会計期間	113,198	870	1.53
うち預金	前中間会計期間	25,440	400	3.14
	当中間会計期間	37,434	221	1.18
うち譲渡性預金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うちコールマネー	前中間会計期間	327	7	4.72
	当中間会計期間	270	4	2.94
うち売現先勘定	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間会計期間	150	3	4.49
	当中間会計期間	228	1	1.09
うち売渡手形	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—

(注) 1 国際業務部門は国内店の外貨建取引及び円建対非居住者取引であります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間会計期間156百万円、当中間会計期間194百万円)を控除しております。

3 ()内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

4 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末T T仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間会計期間	9,314,311	79,944	1.71
	当中間会計期間	9,628,039	84,972	1.76
うち貸出金	前中間会計期間	5,911,343	65,450	2.20
	当中間会計期間	6,149,872	70,074	2.27
うち商品有価証券	前中間会計期間	50,533	178	0.70
	当中間会計期間	74,361	251	0.67
うち有価証券	前中間会計期間	1,544,113	8,232	1.06
	当中間会計期間	2,441,449	11,060	0.90
うちコールローン	前中間会計期間	1,669,115	5,351	0.63
	当中間会計期間	746,627	2,663	0.71
うち債券貸借取引支払保証金	前中間会計期間	7,286	24	0.66
	当中間会計期間	110,234	312	0.56
うち買入手形	前中間会計期間	19,035	53	0.56
	当中間会計期間	12,094	34	0.56
うち預け金	前中間会計期間	1,035	0	0.01
	当中間会計期間	1,032	0	0.01
資金調達勘定	前中間会計期間	9,274,501	12,570	0.27
	当中間会計期間	9,511,603	14,180	0.29
うち預金	前中間会計期間	8,798,316	9,848	0.22
	当中間会計期間	9,017,606	11,496	0.25
うち譲渡性預金	前中間会計期間	185,350	468	0.50
	当中間会計期間	162,745	464	0.56
うちコールマネー	前中間会計期間	60,714	156	0.51
	当中間会計期間	58,242	146	0.50
うち売現先勘定	前中間会計期間	3,165	9	0.58
	当中間会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間会計期間	16,161	53	0.66
	当中間会計期間	38,992	134	0.68
うち売渡手形	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間会計期間	139,372	1,160	1.66
	当中間会計期間	138,750	978	1.40

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前中間会計期間84,898百万円、当中間会計期間89,850百万円)を控除しております。

2 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間会計期間の役務取引等収益合計は176億円、役務取引等費用合計は91億円となり、役務取引等収支合計では85億円となりました。

なお、国内業務部門が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間会計期間	21,650	155	21,805
	当中間会計期間	17,495	127	17,622
うち預金・貸出業務	前中間会計期間	3,297	—	3,297
	当中間会計期間	3,227	—	3,227
うち為替業務	前中間会計期間	4,050	135	4,185
	当中間会計期間	4,034	114	4,149
うち証券関連業務	前中間会計期間	7,432	—	7,432
	当中間会計期間	4,471	—	4,471
うち代理業務	前中間会計期間	2,410	—	2,410
	当中間会計期間	2,228	—	2,228
うち保護預り・貸金庫業務	前中間会計期間	436	—	436
	当中間会計期間	432	—	432
うち保証業務	前中間会計期間	129	20	149
	当中間会計期間	123	12	135
役務取引等費用	前中間会計期間	9,011	51	9,063
	当中間会計期間	9,062	39	9,102
うち為替業務	前中間会計期間	827	45	873
	当中間会計期間	830	29	859

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

(4) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

該当ありません。

(5) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間会計期間	8,681,938	27,271	8,709,209
	当中間会計期間	8,979,488	35,603	9,015,091
うち流動性預金	前中間会計期間	5,301,678	—	5,301,678
	当中間会計期間	5,391,863	—	5,391,863
うち定期性預金	前中間会計期間	3,319,547	—	3,319,547
	当中間会計期間	3,504,270	—	3,504,270
うちその他	前中間会計期間	60,712	27,271	87,984
	当中間会計期間	83,354	35,603	118,957
譲渡性預金	前中間会計期間	138,020	—	138,020
	当中間会計期間	130,820	—	130,820
総合計	前中間会計期間	8,819,958	27,271	8,847,229
	当中間会計期間	9,110,308	35,603	9,145,911

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年 9 月 30 日		平成20年 9 月 30 日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	5,984,500	100.00	6,180,473	100.00
製造業	409,574	6.84	423,887	6.86
農業	9,737	0.16	9,226	0.15
林業	459	0.01	449	0.01
漁業	5	0.00	4	0.00
鉱業	2,537	0.04	2,465	0.04
建設業	183,542	3.07	196,912	3.19
電気・ガス・熱供給・水道業	13,365	0.22	19,215	0.31
情報通信業	11,121	0.19	16,234	0.26
運輸業	132,970	2.22	143,642	2.32
卸売・小売業	361,261	6.04	375,715	6.08
金融・保険業	20,413	0.34	22,288	0.36
不動産業	533,538	8.92	546,835	8.85
各種サービス業	461,397	7.71	457,052	7.39
地方公共団体	357,914	5.98	389,568	6.30
その他	3,486,663	58.26	3,576,974	57.88
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
合計	5,984,500	—	6,180,473	—

(注) 「国内(除く 特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には、住宅ローンが含まれております。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(7) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間会計期間	1,030,979	—	1,030,979
	当中間会計期間	2,098,298	—	2,098,298
地方債	前中間会計期間	256,429	—	256,429
	当中間会計期間	280,770	—	280,770
社債	前中間会計期間	228,046	—	228,046
	当中間会計期間	214,785	—	214,785
短期社債	前中間会計期間	—	—	—
	当中間会計期間	—	—	—
株式	前中間会計期間	180,121	—	180,121
	当中間会計期間	137,021	—	137,021
その他の証券	前中間会計期間	61,309	2,941	64,250
	当中間会計期間	33,579	4,074	37,654
合計	前中間会計期間	1,756,886	2,941	1,759,827
	当中間会計期間	2,764,455	4,074	2,768,530

(注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	80,344	79,670	△673
経費(除く臨時処理分)	35,750	36,288	537
人件費	12,795	12,472	△323
物件費	20,630	21,573	943
税金	2,324	2,242	△81
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	44,593	43,381	△1,211
一般貸倒引当金繰入額	△2,174	6,382	8,556
業務純益	46,767	36,999	△9,767
うち債券関係損益	825	△1,339	△2,165
臨時損益	△7,668	△13,163	△5,494
株式関係損益	△280	△97	182
不良債権処理損失	7,455	12,521	5,065
貸出金償却	4,374	6,553	2,179
個別貸倒引当金繰入額	3,269	5,856	2,587
その他の債権売却損等	△187	111	298
その他臨時損益	67	△544	△611
経常利益	39,098	23,836	△15,261
特別損益	684	509	△175
うち固定資産処分損益	△183	△101	82
うち減損損失	0	4	3
うち与信費用戻入額	869	614	△254
税引前中間純利益	39,783	24,346	△15,437
法人税、住民税及び事業税	14,551	13,108	△1,442
法人税等調整額	2,280	△3,210	△5,490
中間純利益	22,952	14,447	△8,505
与信関連費用総額	4,412	18,288	13,875

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役務取引等収支＋その他業務収支
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却
6 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却
7 与信費用戻入額には、償却債権取立益を計上しております。
8 与信関連費用総額＝一般貸倒引当金繰入額＋臨時損益中の不良債権処理損失－特別損益中の与信費用戻入額

2 利鞘(国内業務部門)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.70	1.75	0.05
(イ)貸出金利回	2.20	2.27	0.06
(ロ)有価証券利回	1.05	0.89	△0.16
(2) 資金調達原価 ②	1.01	1.03	0.02
(イ)預金等利回	0.22	0.25	0.03
(ロ)外部負債利回	1.30	1.13	△0.17
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.69	0.72	0.02

(注) 1 「国内業務部門」は国内店の円建取引であります。
2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借用金

3 ROE

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	29.72	32.55	2.83
業務純益ベース	31.17	27.76	△3.41
中間純利益ベース	15.29	10.84	△4.45

(注) $ROE = \frac{\text{業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{(\text{期首純資産の部合計} + \text{期末純資産の部合計}) \div 2}$

4 預金・貸出金等の状況

① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	8,709,209	9,015,091	305,882
預金(平残)	8,798,316	9,017,606	219,289
貸出金(末残)	5,984,500	6,180,473	195,972
貸出金(平残)	5,911,343	6,149,872	238,529

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	6,924,441	7,196,066	271,624
法人その他	1,784,767	1,819,025	34,257
合計	8,709,209	9,015,091	305,882

(注) 譲渡性預金を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	3,388,270	3,475,984	87,713
うち住宅ローン残高	3,293,023	3,376,301	83,277
うちその他ローン残高	95,246	99,682	4,435

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B)－(A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	5,306,833	5,422,664	115,831
総貸出金残高	② 百万円	5,984,500	6,180,473	195,972
中小企業等貸出金比率	①／② %	88.67	87.73	△0.94
中小企業等貸出先件数	③ 件	359,329	371,473	12,144
総貸出先件数	④ 件	359,694	371,867	12,173
中小企業等貸出先件数比率	③／④ %	99.89	99.89	△0.00

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	12	85	5	41
信用状	74	898	63	390
保証	829	21,123	758	20,866
計	915	22,107	826	21,298

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成19年9月30日	平成20年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	140	151
危険債権	543	652
要管理債権	212	254
正常債権	59,834	61,497

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

3 【対処すべき課題】

当社といたしましては、平成20年11月に策定しました「新経営健全化計画」に基づき、地域の皆さまから信頼される銀行を引き続き目指して、営業基盤の拡充による成長、経営管理の高度化による健全性の向上、および、サービス改革の徹底によるお客さま満足度の向上に重点的に取り組んでまいります。

○サービス改革の徹底

店頭をはじめとした全てのチャネルを通じたお客さまとの接点において、お客さま満足度の一層の向上を目指し、接遇マナーの向上、お客さまサポートの充実、拠点毎の組織的・自律的サービス改革推進体制の整備・促進等、サービス品質の向上を図るサービス改革を徹底してまいります。

また、お客さまの利便性向上、ご相談機能の強化を図る「店舗改革」を継続的に推進してまいります。

○営業基盤の拡充

サービス改革の徹底や、これまで以上にきめ細やかな営業展開、環境変化に応じた営業体制の構築等による営業基盤の更なる拡充を図ってまいります。法人のお客さまとの取引においては、多様化するニーズ、経営課題への対応力や地域経済活性化に向けた当社機能の強化に取り組んでまいります。個人のお客さまとの取引においては、ライフスタイル・ライフステージに応じた提案スキルの強化や新たな商品の投入等に取り組んでまいります。

○経営管理の高度化

事前対応型のリスク管理に取り組み、与信ポートフォリオ戦略や格付制度の高度化、安定的かつ収益力のある有価証券ポートフォリオ運営等に努めるとともに、ITの活用やワークスタイルの変革等を通じたローコストオペレーションを推進し、収益管理の高度化を図ってまいります。

○コンプライアンス経営の確立

自律的コンプライアンスの浸透・風土醸成、お客さまに対するご説明の品質向上、また金融犯罪への対応力強化等に努め、コンプライアンス重視の経営を徹底してまいります。

○人材育成

法人、個人といった分野別のプロ人材を育成し、お客さまのニーズに的確にお応えできるソリューション力を強化するとともに、ダイバーシティマネジメントの推進を通して多様な人材を登用し、活力ある組織、風土づくりに努めてまいります。

こうした取り組みを通じて、開業以来の目指すべき銀行像「埼玉県の皆さまに信頼され、地元埼玉とともに発展する銀行」の実現に向け地域密着型金融を推進し、埼玉県経済の更なる活性化・地域社会の発展に取り組んでまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当社	南浦和支店	さいたま市南区	改築	店舗	—	1,662	平成20年6月

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,800,000	3,800,000	—	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
計	3,800,000	3,800,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年9月30日	—	3,800	—	70,000,000	—	100,000,000

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成20年9月30日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	3,800	100.00
計	—	3,800	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	3,800,000	3,800	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	3,800,000	—	—
総株主の議決権	—	3,800	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

- 3 当社には、子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】
 (1) 【中間財務諸表】
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年 9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年 3月31日)
資産の部			
現金預け金	192,975	189,032	199,009
コールローン	1,066,228	306,044	787,610
債券貸借取引支払保証金	129,889	59,954	49,975
買入手形	※7 150,000	※7 60,000	※7 230,000
買入金銭債権	96,308	76,618	87,917
商品有価証券	26,326	20,519	34,676
有価証券	※7, ※13 1,759,827	※7, ※13 2,768,530	※7, ※13 2,102,859
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 5,984,500	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 6,180,473	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 6,181,769
外国為替	※6 14,801	※6 8,201	※6 8,682
その他資産	※7 52,029	※7 50,714	※7 50,950
有形固定資産	※9, ※10 57,750	※9 58,103	※9, ※10 58,024
無形固定資産	2,930	3,057	3,015
繰延税金資産	—	16,699	13,628
支払承諾見返	22,107	21,298	22,514
貸倒引当金	△35,444	△46,965	△39,313
資産の部合計	9,520,232	9,772,282	9,791,320
負債の部			
預金	※7 8,709,209	※7 9,015,091	※7 9,071,612
譲渡性預金	138,020	130,820	91,990
コールマネー	63,849	55,847	44,050
借入金	※7, ※11 105,400	※7, ※11 105,200	※7, ※11 93,200
外国為替	321	582	242
社債	※12 95,000	※12 95,000	※12 95,000
その他負債	71,934	80,299	95,952
未払法人税等	—	4,380	6,410
その他の負債	—	75,919	—
賞与引当金	1,641	983	2,945
退職給付引当金	—	888	234
その他の引当金	1,701	4,769	3,573
繰延税金負債	10,369	—	—
支払承諾	22,107	21,298	22,514
負債の部合計	9,219,553	9,510,780	9,521,314
純資産の部			
資本金	70,000	70,000	70,000
資本剰余金	100,000	100,000	100,000
資本準備金	100,000	100,000	100,000
利益剰余金	78,137	78,225	83,918
利益準備金	20,012	20,012	20,012
その他利益剰余金	58,124	58,212	63,905
繰越利益剰余金	58,124	58,212	63,905
株主資本合計	248,137	248,225	253,918
その他有価証券評価差額金	52,761	13,531	17,268
繰延ヘッジ損益	△219	△254	△1,180
評価・換算差額等合計	52,541	13,276	16,087
純資産の部合計	300,678	261,502	270,005
負債及び純資産の部合計	9,520,232	9,772,282	9,791,320

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
経常収益	108,953	109,936	218,713
資金運用収益	79,944	84,972	162,191
(うち貸出金利息)	65,450	70,074	134,438
(うち有価証券利息配当金)	8,410	11,311	16,473
役務取引等収益	21,805	17,622	41,016
その他業務収益	3,526	4,472	9,314
その他経常収益	3,677	2,869	6,190
経常費用	69,855	86,100	151,848
資金調達費用	12,570	14,180	26,349
(うち預金利息)	9,848	11,496	20,716
役務取引等費用	9,063	9,102	19,439
その他業務費用	3,298	4,114	8,669
営業経費	※1 36,423	※1 37,108	74,157
その他経常費用	※2 8,499	※2 21,594	※2 23,232
経常利益	39,098	23,836	66,864
特別利益	※3 879	※3 615	※3 2,608
特別損失	※4 194	※4 105	※4 390
税引前中間純利益	39,783	24,346	69,082
法人税、住民税及び事業税	14,551	13,108	29,349
法人税等調整額	2,280	△3,210	△780
法人税等合計		9,898	
中間純利益	22,952	14,447	40,513

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	70,000	70,000	70,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	70,000	70,000	70,000
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	100,000	100,000	100,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	100,000	100,000	100,000
資本剰余金合計			
前期末残高	100,000	100,000	100,000
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	100,000	100,000	100,000
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	20,012	20,012	20,012
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	20,012	20,012	20,012
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	38,972	63,905	38,972
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,800	△20,140	△15,580
中間純利益	22,952	14,447	40,513
当中間期変動額合計	19,152	△5,692	24,933
当中間期末残高	58,124	58,212	63,905
利益剰余金合計			
前期末残高	58,985	83,918	58,985
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,800	△20,140	△15,580
中間純利益	22,952	14,447	40,513
当中間期変動額合計	19,152	△5,692	24,933
当中間期末残高	78,137	78,225	83,918
株主資本合計			
前期末残高	228,985	253,918	228,985
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,800	△20,140	△15,580
中間純利益	22,952	14,447	40,513
当中間期変動額合計	19,152	△5,692	24,933
当中間期末残高	248,137	248,225	253,918

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	69,099	17,268	69,099
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△16,337	△3,736	△51,831
当中間期変動額合計	△16,337	△3,736	△51,831
当中間期末残高	52,761	13,531	17,268
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△309	△1,180	△309
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	89	926	△871
当中間期変動額合計	89	926	△871
当中間期末残高	△219	△254	△1,180
評価・換算差額等合計			
前期末残高	68,789	16,087	68,789
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△16,248	△2,810	△52,702
当中間期変動額合計	△16,248	△2,810	△52,702
当中間期末残高	52,541	13,276	16,087
純資産合計			
前期末残高	297,774	270,005	297,774
当中間期変動額			
剰余金の配当	△3,800	△20,140	△15,580
中間純利益	22,952	14,447	40,513
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△16,248	△2,810	△52,702
当中間期変動額合計	2,904	△8,503	△27,768
当中間期末残高	300,678	261,502	270,005

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間純利益	39,783	24,346	69,082
減価償却費	1,085	1,254	2,316
減損損失	0	4	8
貸倒引当金の増減 (△)	△233	7,652	3,635
賞与引当金の増減額 (△は減少)	1,641	△1,962	2,945
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	—	654	234
資金運用収益	△79,944	△84,972	△162,191
資金調達費用	12,570	14,180	26,349
有価証券関係損益 (△)	△812	672	△4,517
為替差損益 (△は益)	△96	△668	253
固定資産処分損益 (△は益)	183	101	371
商品有価証券の純増 (△) 減	△17,371	14,156	△25,721
貸出金の純増 (△) 減	△63,152	1,296	△260,421
預金の純増減 (△)	△232,055	△56,520	130,347
譲渡性預金の純増減 (△)	△14,210	38,830	△60,240
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	9,100	12,000	△3,100
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	△83	△12	△250
コールローン等の純増 (△) 減	255,280	662,864	462,290
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△129,889	△9,978	△49,975
コールマネー等の純増減 (△)	23,781	11,797	3,982
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△588	480	5,530
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△38	340	△117
資金運用による収入	79,976	84,577	164,896
資金調達による支出	△15,594	△15,815	△30,852
その他	44,366	3,060	58,101
小計	△86,301	708,338	332,958
法人税等の支払額	△16,364	△26,728	△19,672
営業活動によるキャッシュ・フロー	△102,665	681,610	313,286
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△2,540,939	△4,004,238	△5,532,561
有価証券の売却による収入	1,370,975	873,423	2,457,607
有価証券の償還による収入	1,026,906	2,460,802	2,535,318
有形固定資産の取得による支出	△929	△1,345	△2,516
有形固定資産の売却による収入	17	0	17
無形固定資産の取得による支出	△40	△108	△178
投資活動によるキャッシュ・フロー	△144,010	△671,465	△542,313
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	—	—	25,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△35,000	—	△60,000
劣後特約付社債の発行による収入	54,725	—	54,722
配当金の支払額	△3,800	△20,140	△15,580
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,925	△20,140	4,142
現金及び現金同等物に係る換算差額	6	5	8
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△230,744	△9,989	△224,876
現金及び現金同等物の期首残高	422,142	197,266	422,142
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 191,398	※1 187,276	※1 197,266

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 動 産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ9百万円減少しております。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ57百万円減少しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 動 産：2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ58百万円減少しております。 (追加情報) 当事業年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ110百万円減少しております。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により実施しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
5 繰延資産の処理方法	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。	——	社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,774百万円であります。	上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,711百万円であります。	上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,030百万円であります。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間会計期間に帰属する額を合理的に見積もることができるようになったため、当中間会計期間より計上しております。	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。前事業年度までは、財務諸表作成時に業績インセンティブ給与の支給総額が確定していたため、未払金として「その他の負債」に含めて計上しておりましたが、当事業年度より、一部計算が未確定となるため、合理的な見積額を賞与引当金として計上しております。なお、前事業年度において業績インセンティブ給与として計上した未払金は2,727百万円あります。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理
	(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。	(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 預金払戻損失引当金 2,597百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 1,944百万円 信用保証協会の責任共有制度や提携商品における負担金として、将来発生する費用を見積もり、計上しております。	(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりです。 預金払戻損失引当金 1,940百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 1,609百万円 信用保証協会の責任共有制度や提携商品における負担金として、将来発生する費用を見積もり、計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
7 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債については、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9 ヘッジ会計の方法	金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。	同左	同左
10 (中間)キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
11 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
12 連結納税制度の適用	株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号) 等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 ————	———— (リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日) 及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前) が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響はありません。	(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号) 及び「金融商品会計に関する実務指針」 (日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号) 等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。 ————

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
————	(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号) 別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日) により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年 9月30日)	前事業年度末 (平成20年 3月31日)
1 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は129,892百万円であります。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は2,772百万円、延滞債権額は65,344百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は3,713百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,516百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	1 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は59,953百万円で、すべて(再)担保に差し入れております。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は5,342百万円、延滞債権額は74,623百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5,143百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20,278百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。	1 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は49,973百万円で、すべて(再)担保に差し入れております。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,102百万円、延滞債権額は66,305百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,284百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は15,718百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は89,346百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は39,306百万円であります。 ※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 買入手形 150,000百万円 有価証券 1,024,915百万円 貸出金 21,887百万円 担保提供資産に対応する債務 預金 20,652百万円 借入金 23,400百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券141,855百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は156百万円、敷金保証金は3,198百万円であります。	※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は105,387百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,180百万円であります。 ※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 買入手形 60,000百万円 有価証券 2,052,367百万円 貸出金 18,023百万円 担保提供資産に対応する債務 預金 45,769百万円 借入金 23,200百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券139,384百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は205百万円、敷金保証金は3,051百万円であります。	※5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は88,411百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は37,812百万円であります。 ※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 買入手形 230,000百万円 有価証券 1,457,912百万円 貸出金 19,799百万円 担保提供資産に対応する債務 預金 54,694百万円 借入金 11,200百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券140,142百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち敷金保証金は3,092百万円あります。

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,261,600百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,246,338百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,254,687百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,243,808百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,255,278百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,237,888百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。 また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
※9 有形固定資産の減価償却累計額 48,637百万円	※9 有形固定資産の減価償却累計額 49,317百万円	※9 有形固定資産の減価償却累計額 48,721百万円
※10 有形固定資産の圧縮記帳額 7,474百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)	———	※10 有形固定資産の圧縮記帳額 7,270百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)
※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金82,000百万円が含まれております。	※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金82,000百万円が含まれております。	※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金82,000百万円が含まれております。
※12 社債は、全額劣後特約付社債であります。	※12 社債は、全額劣後特約付社債であります。	※12 社債は、全額劣後特約付社債であります。
※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は45,330百万円であります。	※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は40,408百万円であります。	※13 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は43,295百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,042百万円 その他 42百万円	※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 1,186百万円 その他 67百万円	——
※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額1,095百万円、貸出金償却4,374百万円を含んでおります。	※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額12,238百万円、貸出金償却6,553百万円を含んでおります。	※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額5,494百万円、貸出金償却8,248百万円を含んでおります。
※3 特別利益には、償却債権取立益869百万円を含んでおります。	※3 特別利益には、償却債権取立益614百万円を含んでおります。	※3 特別利益には、償却債権取立益2,598百万円を含んでおります。
※4 特別損失には、固定資産処分損193百万円を含んでおります。	※4 特別損失には、固定資産処分損101百万円を含んでおります。	※4 特別損失には、固定資産処分損381百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,800	—	—	3,800	—
合計	3,800	—	—	3,800	—

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月17日 取締役会	普通株式	3,800	1,000	平成19年3月31日	平成19年5月18日

II 当中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,800	—	—	3,800	—
合計	3,800	—	—	3,800	—

2 配当に関する事項

当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	20,140	5,300	平成20年3月31日	平成20年5月16日

Ⅲ 前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	3,800	—	—	3,800	—
合計	3,800	—	—	3,800	—

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月17日 取締役会	普通株式	3,800	1,000	平成19年3月31日	平成19年5月18日
平成20年3月24日 取締役会	普通株式	11,780	3,100	平成19年12月31日	平成20年3月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	配当原資	1株当たり の金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	20,140	その他 利益剰余金	5,300	平成20年 3月31日	平成20年 5月16日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日 現在 現金預け金勘定 192,975 日本銀行以外の 金融機関への預け金 △1,576 現金及び現金同等物 191,398	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日 現在 現金預け金勘定 189,032 日本銀行以外の 金融機関への預け金 △1,756 現金及び現金同等物 187,276	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年3月31日 現在 現金預け金勘定 199,009 日本銀行以外の 金融機関への預け金 △1,743 現金及び現金同等物 197,266

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 動産 28百万円 減価償却累計額相当額 動産 12百万円 中間会計期間末残高相当額 動産 16百万円 - 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 7百万円 1年超 8百万円 合計 16百万円 - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 3百万円 減価償却費相当額 3百万円 支払利息相当額 0百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 20百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 13百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 6百万円 - 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 4百万円 1年超 2百万円 合計 6百万円 - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2百万円 減価償却費相当額 2百万円 支払利息相当額 0百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 動産 23百万円 減価償却累計額相当額 動産 13百万円 期末残高相当額 動産 9百万円 - 未経過リース料期末残高相当額 1年内 5百万円 1年超 4百万円 合計 9百万円 - 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 6百万円 減価償却費相当額 6百万円 支払利息相当額 0百万円 - 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 - 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末

※ 中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	174,050	174,380	330
合計	174,050	174,380	330

(注) 時価は、中間決算日における市場価格等に基づいております。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	85,290	175,086	89,796
債券	1,290,270	1,282,443	△7,827
国債	1,038,340	1,030,979	△7,360
地方債	82,402	82,378	△23
社債	169,527	169,084	△442
その他	150,932	158,934	8,001
合計	1,526,492	1,616,463	89,970

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については中間決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間会計期間における減損処理額は、287百万円であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債券	58,961
非上場株式	5,035

Ⅱ 当中間会計期間末

※ 中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	210,157	213,143	2,986
合計	210,157	213,143	2,986

(注) 時価は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	82,643	132,025	49,382
債券	2,344,609	2,331,496	△13,113
国債	2,111,857	2,098,298	△13,558
地方債	69,901	70,612	711
社債	162,850	162,584	△265
その他	119,102	112,407	△6,695
合計	2,546,354	2,575,928	29,574

(注) 1 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当中間会計期間における減損処理額は、93百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債券	52,201
非上場株式	4,995

Ⅲ 前事業年度末

※ 貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表計上額(百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	34,676	5

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	188,989	194,814	5,824	5,825	0
合計	188,989	194,814	5,824	5,825	0

(注) 1 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

該当ありません。

4 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	82,698	125,432	42,733	43,616	882
債券	1,690,177	1,683,752	△6,425	2,711	9,136
国債	1,457,888	1,449,952	△7,935	940	8,876
地方債	73,428	75,055	1,626	1,655	28
社債	158,861	158,744	△116	115	232
その他	130,904	128,393	△2,510	1,245	3,756
合計	1,903,781	1,937,578	33,797	47,573	13,776

(注) 1 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。当事業年度における減損処理額は、1,711百万円であります。

「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

5 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
該当ありません。

6 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	2,457,607	10,893	4,751

7 時価評価されていない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額(平成20年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債	56,692
非上場株式	4,927

8 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

9 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	1,300,352	162,506	378,469	88,105
国債	1,169,288	30,498	172,155	78,011
地方債	13,432	46,397	204,214	—
社債	117,631	85,611	2,100	10,094
その他	3,615	21,082	21,340	63,417
合計	1,303,967	183,589	399,810	151,522

(金銭の信託関係)

I 前中間会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年 9 月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年 9 月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年 9 月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年 9 月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成20年 3 月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成20年 3 月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年 3 月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	77,688
その他有価証券	77,688
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	24,927
その他有価証券評価差額金	52,761

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額12,281百万円を除いております。

II 当中間会計期間末

○ その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	17,684
その他有価証券	17,684
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	4,153
その他有価証券評価差額金	13,531

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額11,889百万円を除いております。

III 前事業年度末

○ その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	21,907
その他有価証券	21,907
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	4,639
その他有価証券評価差額金	17,268

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額11,889百万円を除いております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	11,140	△8	△8
店頭	金利スワップ	241,894	1,110	1,110
	キャップ	8,458	△67	30
	フロアー	300	△0	1
	スワップション	8,490	51	50
	合計	—	1,085	1,185

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	97,837	620	620
	為替予約	72,663	△91	△91
	通貨オプション	13,291	—	98
	合計	—	528	627

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外資建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	59,639	△3	△3
	合計	—	△3	△3

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	7,434	2	2
店頭	金利スワップ	211,670	467	467
	キャップ	6,046	△37	35
	フロアー	300	△0	1
	スワップション	4,100	91	65
	合計	—	524	572

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	113,061	627	627
	為替予約	62,558	2	2
	通貨オプション	16,542	—	150
	合計	—	630	780

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外資建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	38,268	199	199
	合計	—	199	199

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前事業年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

① 通貨関連

為替予約、通貨オプション、通貨スワップ

② 金利関連

金利スワップ、金利オプション、金利先物

③ 債券関連

債券先物、債券店頭オプション

④ 株式関連

株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション

(2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客さまの高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

① お客さまのリスクヘッジニーズへの対応

お客さまは様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しています。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客さまのリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。当社では、お客さまの様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えるとともに、商品提供力の向上に努めています。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客さまと取引する際にはこの基準に沿って行っております。

・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

・自己責任の原則と取引能力

お客さまが自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

・時価情報(お客さまの含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客さまの要請または必要に応じて、定期的又は随時に時価情報をお客さまに還元し、お客さまの判断の一助とすること。

なお、平成19年9月の金融商品取引法施行の際、コンプライアンス意識の向上およびデリバティブ商品販売の担い手の質的向上を目的として、ロールプレイング研修の実施、社内資格制度の創設などを行いました。引き続き顧客保護等管理態勢の強化を図ってまいります。

② 金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規定を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しています。

③ トレーディング取引

主として当社が晒されるリスクに対するヘッジや当社とお客さまとの取引に対する市場でのカバーを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客さまとのキャッシュフローを新たに構築するためのコスト（再構築コスト）に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

① 市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づいた管理を行っています。

まず、市場取引部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しています。また、市場リスク全体に対しては、経営体力に基づいたバリュエーション・リスク（自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下、「VaR」という。）によるリスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内にとどめる体制を敷いています。また、リスク統括部が、日次でVaR・損益を計測し、リスク限度・損失限度の遵守状況を管理するとともに経営陣宛報告を行っています。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客さまの信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	2,483	—	0	0
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	114,472	96,940	1,822	1,822
	受取変動・支払固定	122,790	95,590	△1,106	△1,106
	受取変動・支払変動	5,000	5,000	△6	△6
	キャップ				
	売建	5,657	2,910	31	42
	買建	1,760	1,560	1	0
	フローアー				
	売建	300	300	0	1
	買建	—	—	—	—
	スワップション				
	売建	1,000	—	62	△46
	買建	2,600	2,500	87	60
	合計	—	—	705	767

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年 3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	103,079	98,182	659	659
	売建	29,673	—	606	606
	買建	29,827	—	△696	△696
	通貨オプション				
	売建	7,636	6,760	635	△66
	買建	7,636	6,760	635	213
	合計	—	—	569	717

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外資建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成20年 3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年 3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	61,435	—	△533	△533
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△533	△533

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成20年 3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年 3月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項ありません。

(持分法による投資損益等)

当社には、関連会社がありませんので、記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	79,125.92	68,816.33	71,054.10
1株当たり中間 (当期)純利益金額	円	6,040.04	3,801.87	10,661.41
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	—	—	—

- (注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。
2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	300,678	261,502	270,005
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 期末(期末)の純資産 額	百万円	300,678	261,502	270,005
1株当たり純資産額 の算定に用いられた 中間期末(期末)の普 通株式の数	千株	3,800	3,800	3,800

- 3 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間 (当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	22,952	14,447	40,513
普通株主に帰属しな い金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円	22,952	14,447	40,513
普通株式の(中間)期 中平均株式数	千株	3,800	3,800	3,800

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第6期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

平成20年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 社債の募集に係る発行登録書及びその添付書類

平成20年9月10日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 埼玉りそな銀行

取 締 役 会 御中

監 査 法 人 ト ー マ ツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤 茂	⑨
指定社員 業務執行社員	公認会計士	樋 口 誠 之	⑨
指定社員 業務執行社員	公認会計士	墨 岡 俊 治	⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社埼玉りそな銀行の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社埼玉りそな銀行の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 前中間会計期間の中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社 埼玉りそな銀行

取 締 役 会 御中

監 査 法 人 ト ー マ ツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	墨 岡	俊 治	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社埼玉りそな銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社埼玉りそな銀行の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※ 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月27日
【会社名】	株式会社埼玉りそな銀行
【英訳名】	Saitama Resona Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川 田 憲 治
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません。
【本店の所在の場所】	さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長川田憲治は、当社の第7期中間会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。